

国際交流研究実施要領

平成 7 年 6 月 22 日

平成 8 年 6 月 24 日 改正

平成 10 年 7 月 17 日 改正

平成 13 年 6 月 13 日 改正

平成 14 年 4 月 1 日 改正

平成 20 年 10 月 1 日 改正

環境省地球環境局長

1. 目的

地球環境部門における外国の研究者（以下、「招へい研究者」という。）をわが国に招聘し、国内の研究機関の研究者（以下、「受け入れ研究者」という。）と共同研究を実施することにより、地球環境研究の国際的な推進を図る。

2. 内容

招へい研究者は、地球環境研究総合推進費実施要綱Ⅲ. 3に基づき実施する研究課題（以下、「国際交流研究課題」という。）に関し、受け入れ研究者の所属する研究機関において、受け入れ研究者と共同で研究を行う。

3. 研究期間

原則として3ヶ月から12ヶ月程度。次年度継続は、4回を限度として認めることができるものとする。

4. 招へい研究者の資格

以下のすべてに該当する者とする。

- (1) 日本国籍または日本の永住権を有しない者。
- (2) 自然科学または人文社会科学部門における博士号取得者または同等の学位・資格を有するもの。但し、先進国以外の国において当該学位・資格を得た場合は、先進国における研究活動歴が3年以上ある者または同等の実力を有すると認められる者。
- (3) 研究活動に支障のない健康な者。
- (4) 日本語または英語に堪能な者。

5. 招へい研究者の義務

- (1) 研究に専念し、受け入れ研究者の所属する機関の長の指示及びその機関の規定に従うこと。
- (2) 国際交流研究課題について、その研究実施に責任を持つこと。
- (3) 研究終了後、離日前に、環境省の指定した様式に従い、国際交流研究の研究成果について取りまとめた和英両文の研究成果報告書を提出すること（翻訳に当たっては、受け入れ研究者が協力すること）。

(4) 招へい期間中の研究成果について発表（印刷物によるものを含む）する時には、受け入れ研究者の承諾を得ること。

6. 受け入れ研究者

受け入れ研究者は、地球環境研究総合推進費実施要綱Ⅲ. 3に定める要件を満たす者とし、招へい研究者の研究の実施、報告等に関して、やむを得ない理由で支障が生じた場合に、責任をもって対処するものとする。

7. 選考に必要な書類

受け入れ研究者は、公募に際し環境省が様式を提示する国際交流研究課題の研究内容に関する書類とは別に、以下の書類（和文または英文）を、指定された期日までに環境省あて提出する。

- ① 招聘の必要性の説明書
- ② 招聘希望者の申請書（履歴、実績等を含む）
- ③ 3名よりの推薦状
- ④ 健康診断書
- ⑤ 最近の出版論文

8. 通知及び承諾書

環境省は、地球環境研究総合推進費実施要綱Ⅲ. 3. (2)に従い選定された国際交流研究課題に係る受け入れ研究者に対し、選考結果を通知する。受け入れ研究者は、その後速やかに選考結果を招へい研究者に通知する。招へい研究者は送付された受諾書に署名後、来日前に、受諾書を受け入れ研究者を通じて環境省に提出する。

9. 支給経費

研究費の他に以下の経費について、別途定めるところにより支給する。

- (1) 招聘旅費（原則として日本までの航空運賃）
- (2) 生活費（月額30万円）
- (3) 住居手当（月額最高限度10万円）
- (4) 移転料（最高限度20万円）
- (5) 家族手当（同伴家族がある場合、その人数に関わらず5万円）
- (6) 健康保険料
- (7) 国内旅費